

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

| 案件名称 | 契約日 | 契約の相手方 | 契約金額 (円) | 随意契約理由 (根拠法令) | 担当部署 (問合せ先) |
|-----------------|-----------|--------------|------------|---|--------------------------|
| 玉津庁舎利活用部分開設準備業務 | R5. 10. 1 | 生活協同組合コープこうべ | 17,600,000 | <p>当該事業者は、玉津庁舎利活用部分の令和6年度以降の運営業務委託契約の受託候補者であり、当該施設整備に関する提案者である。</p> <p>先の事業者選定委員会では、プロポーザル方式に則り、基本設計や内装整備などの提案内容に加え、それらの整備を前提とした運営についての提案を受け、その内容を総合的に採点・評価したうえで、当該事業者を選定した。</p> <p>このように、当該施設の整備とその後の運営については、密接不可分の関係にあり、別事業者との契約では、当該施設の運営準備という契約目的を達成できないため。</p> | 西区玉津支所 (TEL:965-6400) |